

管理者が 特に認識すべき事項

- 1 管理者による各種点検等
- 2 防衛省職員に義務付けられている各種教育等
- 3 女性職員の活躍とワークライフバランスの推進
- 4 防衛省における各種強化月間・週間等

管理者による各種点検等

各種点検等は、厳正に実施され、また適切な監督指導が行わなければなりません。点検等で見逃しがあれば、それがリスクとなり、将来組織に大きなダメージを与えることになりかねません。

したがって管理者は、点検等を部下任せにせず、要すれば自ら現場に行き現物等を確認し、また規則等について担当者等が、その趣旨を含め理解しているかを確認しなければなりません。さらに、関連業務が効率的に実施されるよう、必要な指導を行う必要があります。

以下に、秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理、個人情報保護及び海外渡航申請について、訓令等に定められている点検等を掲載します。その他、各機関等の達等による点検等も含め、確実に実施するため、御活用ください。

項目	根拠規則	関連条文	点検等周期
秘密保全	秘密保全に関する訓令	(定期検査及び臨時検査)第48条	①定期検査を年2回以上 ②必要があるときは、臨時に検査
		(引継時の検査)第49条	管理者又はその職務上の上級者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、その状況を検査
	特定秘密の保護に関する訓令	(定期検査及び臨時検査)第31条	①定期検査を年2回以上 ②必要があるときは、臨時に検査
		(引継時の点検)第32条	特定秘密管理者は、保護業務担当者の業務を総括することとされた責任者が人事異動等により交代したときは、その状況を点検
	特別防衛秘密の保護に関する訓令	(定期検査及び臨時検査)第47条 (引継時の検査)第48条	①定期検査を年2回以上 ②必要があるときは、臨時に検査 管理者又はその職務上の上級者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、その状況を検査
特別検査の実施について(通達)	第3 官房長等又は特定秘密管理者による特別検査の実施	1 所持品検査 執務室等への職員の出入りの際の抜き打ちの所持品検査及び執務室等において勤務中の職員に対する抜き打ちの所持品検査を毎月1回以上 2 パソコン内のデータ検査 秘密等の取扱いを許されていないパソコンのハードディスクに保存されているデータの抜き打ち検査を毎月1回以上	
情報保証	情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施に関する大臣指示	第1～6項	全ての隊員に対する個人面談を毎年1回以上実施
	防衛省の情報保証に関する訓令(防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達))	(自己点検)第51条関連	情報保証責任者は、毎年度、職員に自己点検を行わせる。
		(監査)第53条関連	①情報保証責任者は、自己点検の結果に基づき、毎年度1回以上定期監査を行う。 ②情報保証責任者は、情報保証に関する問題点を考慮の上、必要に応じて行う。
	(自宅の私有パソコン等の点検)第53条関連	情報保証責任者は、監査の一環として自宅の私有パソコン等の点検を行う。	
文書管理	防衛省行政文書管理規則	(点検・監査)第25条	1 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、点検 3 機関等監査主任者は、少なくとも毎年度1回、監査 4 監査責任者は、少なくとも毎年度1回、随時監査
個人情報保護	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令	(調査)第12条	①定期調査は年1回定期的実施 ②臨時調査は機関保護管理者が必要と認める時
海外渡航申請	海外渡航承認申請手続の細部実施要領について(通達)	(一般旅券の確認等)7項	随時確認

防衛省職員に義務付けられている各種教育等

防衛省の職員は、訓令等の規定により各種教育等が義務付けられています。

また、防衛省においては、各種強化月間・週間が設定されています。

各機関、部隊等におかれては、計画的な教育等を実施していることと思えますが、教育が資料等の回覧で済まされている、短期間での詰め込みになっている、内容が被教育者に適したものになっていない等の理由から、教育内容が定着していないおそれがあります。

管理者は、各種強化月間・週間の機会を活用し、各種教育を粘り強く、創意工夫をもって実施することで、教育内容を被教育者の知識として定着させる必要があります。

【防衛省職員に義務付けられている各種教育等】

項目	根拠規則	関連条文	教育等内容
コンプライアンス	コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について(通達)	1 コンプライアンスに関する意識の徹底	防衛監察本部の協力の下、大臣官房長、各局長、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、コンプライアンスに関する意識の徹底を図るための教育を実施するものとする。
入札談合防止	平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示	2(1)	入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ること
	調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について(通達)	第8項	(1) 機関等の長は、調達等関係業務に従事している職員又は当該職員になることが見込まれる職員に対し、この要領の内容その他防衛省における調達等関係業務の公正な実施のために必要な教育を実施するものとする。 (2) 機関等の長は、研究開発及び機種選定等の開始に先立ち課室等の長に対し、課室等の長は、前項の対象者一覧表の通知に先立ち当該一覧表の対象者に対し、それぞれこの要領の内容について周知を図るものとする。
	調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について(通達)	第4項	大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官は、違反行為及びその処分基準の周知徹底を図るため、隊員に対し、必要な教育等を実施するものとする。
	入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について(通達)	第1項	全ての調達等関係職員を対象に、新着任者教育のほか、定期的な各種の会議等の機会を捉えて、入札談合関連法令等、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の遵守及びその知識の習得に関する教育を年1回以上実施するものとする。

防衛省職員に義務付けられている各種教育等

項目	根拠規則	関連条文	教育等内容
秘密保全	秘密保全に関する訓令	(保全教育) 第9条	官房長等は、職員に対し、秘密の保全に必要な知識の徹底及び意識の高揚を図るため、保全教育を実施するものとする。
	特定秘密の保護に関する訓令	(教育) 第6条	特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に対し、特定秘密の保護に関する必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、年1回以上、必要な教育を行うものとする。
	特別防衛秘密の保護に関する訓令	(保全教育) 第9条	官房長等は、職員に対し、特別防衛秘密の保護に必要な知識の徹底及び意識の高揚を図るため、保全教育を実施するものとする。
情報保証	防衛省の情報保証に関する訓令	(教育及び訓練) 第46条	情報保証責任者は、職員に対し、情報保証に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、情報保証に関する教育及び訓練を行うものとする。
文書管理	防衛省行政文書管理規則	(研修の実施) 第28条	総括文書管理者及び機関等主任文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。
情報公開	防衛省本省の情報公開に関する訓令	(職員の意識の向上) 第27条の2	防衛省情報公開管理者、地方防衛局長等及び機関等情報公開責任者は、情報公開業務を遂行する全職員の意識の向上を図るため、研修等の充実を図るものとする。
	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 施行令及び防衛省本省の情報公開に関する訓令の施行について(通達)	(職員の意識の向上) 第24(3)	機関等及び地方防衛局等は、各々の機関等及び地方防衛局等において発生した過去の事案を踏まえ、その実情に応じた職員教育を年度四半期ごとに計画し、実施した教育内容の報告を防衛省情報公開室に対して行う。防衛省情報公開室は、当該報告を分析し、じ後の各々の機関等及び地方防衛局等が実施する教育内容に反映するための指導事項及び関連情報の提供を行う。
個人情報保護	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保に関する訓令	(職員への研修等) 第8条	機関保護管理者は、所属する機関の職員に対し、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための研修を行うものとする。
パワハラ	パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令	(教育等) 第6条	官房長等は、パワー・ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。
セクハラ	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令	(教育等) 第6条	官房長等は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。
マタハラ等	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令	(教育等) 第6条	官房長等は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の対応を図るため、職員に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。
公益通報	防衛省本省における公益通報の処置及び公益通報者の保護に関する訓令	(職員の研修等) 第38条	機関等公益通報責任者は、所属する機関等の職員に対し、公益通報者保護制度の周知徹底のための研修を行うものとする。
倫理	自衛隊員倫理規程	(防衛大臣の責務) 第14条	防衛大臣及び防衛装備庁長官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 五 研修その他の施策により、自衛隊員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

※ 防衛装備庁においては、防衛省本省とは別の同種規則等にて義務づけられています。

女性職員の活躍とワークライフバランスの推進

我が国の経済社会が持続的に発展していく上で、女性の力が我が国最大の潜在力であるとして、「女性の活躍推進」を最重要課題の一つとして位置づけており、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立しました。これに基づき、防衛省においても、意欲のある全ての女性とその個性と能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組んでいるところです。

また、「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定し、女性職員の活躍の推進に取り組むとともに、男女問わず全ての職員の「働き方改革」による仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を一体的に推進することとしています。

ワークライフバランスの推進は、男女ともに育児・介護等時間制約のある職員が増える中で、公務の持続可能性の向上の観点からも極めて重要です。

互いに助け合い、支え合うことで、職員それぞれのライフスタイルに合った有意義な職業生活及び家庭生活を送ることができる防衛省を目指しましょう。

仕事と育児・介護の両立を支援するための制度

●女性職員対象 ●男性職員対象 ◎男女とも対象

制度名	目的			制度の概要等	
	妊娠 出産	育児	介護		
特別 休暇	妊産婦の保健指導及び健康診査のための特別休暇	●		概要	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導及び健康診査のため勤務しないことを認める休暇
				期間	妊娠中の期間又は出産後1年以内の期間
				その他	認められる回数は妊娠期間に応じて決定
	妊娠中の休息、捕食のための特別休暇	●		概要	妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める休暇
				期間	妊娠中の期間
	妊娠中の職員の通勤緩和のための特別休暇	●		概要	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる時に、勤務をしないことを認める休暇
				期間	妊娠中の期間
その他				勤務の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲	
産前特別休暇	●		概要	6週間以内（多胎妊娠の場合は14週間）に出産予定の女性職員に与えられる休暇	
			期間	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）から出産の日まで	
産後特別休暇	●		概要	出産した女性職員に与えられる休暇	
			期間	出産の翌日から8週間	
			その他	産後6週間は勤務に就くことは不可	
配偶者の出産特別休暇	●		概要	妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇	
			期間	妻の入院から出産の日後2週間までの間に2日	
育児参加のための特別休暇		●	概要	妻の産前産後期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇	
			期間	産前産後期間中に5日（第1子出産の場合は産後期間中）	

女性職員の活躍とワークライフバランスの推進

制度名		目的			制度の概要等		
		妊娠 出産	育児	介護			
特別 休暇	保育時間確保のための特別休暇		◎		概要	生後1歳未満の子に対して授乳や託児所等への送迎等を行う職員に与えられる休暇	
					期間	子が1歳に達するまで	
					その他	1日2回それぞれ30分以内	
	子の看護のための特別休暇			◎		概要	小学校就学の始期に達するまでの子を看護する職員に与えられる休暇
					期間	年5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日)	
					その他	「看護」には予防接種又は健康診断を受けさせることを含む	
育児 休業等	育児休業		◎		概要	子を養育するために一定期間勤務しないことを認める制度	
					期間	子が3歳に達するまで	
	育児短時間勤務 (自衛官除く)			◎		概要	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度
						期間	子が小学校就学の始期に達するまで
	育児時間			◎		概要	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度
						期間	子が小学校就学の始期に達するまで
					その他	1日2時間まで取得可能(30分単位)	
特別 休暇	短期介護休暇			◎	概要	職員が疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護その他の世話をするために与えられる休暇	
					期間	年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)	
					その他	取得単位は1日又は1時間 「その他の世話」には、要介護者の介護のほか、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を含む。	
介護 休暇等	介護休暇			◎	概要	職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	
					期間	要介護者の各々が介護を必要とする一継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算6月を越えない範囲内で指定する期間(指定期間)内	
					その他	取得単位は1日又は1時間(時間単位での取得は、始業又は終業までの連続した4時間の範囲内)	
	介護時間			◎		概要	職員が要介護者の介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇
						期間	最初の承認の日から連続する3年の期間内(要介護状態ごと) ※介護休暇の指定期間は除く。
						その他	取得単位は30分(始業又は終業までの連続した2時間の範囲内)

女性職員の活躍とワークライフバランスの推進

制度名	目的			制度の概要等	
	妊娠 出産	育児	介護		
早出遅出勤務		◎	◎	概要	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、小学校に就学している子を放課後児童クラブ等へ迎え又は送りに行く職員又は要介護者を介護する職員に1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業の時刻を変更することを認める制度
				期間	子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブ等に通う間又は介護を必要とする間
				その他	隊務に関連性のある夜間大学の課程、セミナー、資格講座等による修学等や、国際関係、予算折衝等の業務に従事する職員の疲労蓄積の防止を図るために、早出遅出勤務をさせる必要があると認める場合にも利用できる。
フレックスタイム制		◎	◎	概要	職員から申告が行われた場合、隊務又は公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る制度 ※育児又は介護を行う職員については、全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)を短縮し、より柔軟な勤務形態とする。(日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設定することが可能。)
				その他	1週間当たり平均の勤務時間又は日課が38時間45分となるように割り振る(4週間の場合155時間)こととなるため、1週間当たり平均の勤務時間等の時間数は、通常の勤務と変わらない。
その他 超過勤務の免除 (自衛官除く)	●	◎	◎	概要	妊娠中若しくは出産後1年以内の女性職員、3歳未満の子を養育する職員又は要介護者を介護する職員の超過勤務を免除する制度
				期間	妊娠中若しくは出産後1年以内、子が3歳に達するまでの間又は介護を必要とする期間
超過勤務の制限 (自衛官除く)		◎	◎	概要	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は要介護者を介護する職員の超過勤務を制限する制度
				期間	子が小学校就学の始期に達するまでの間又は介護を必要とする期間
				その他	隊務の運営に支障のある場合を除き、当該職員からの請求により、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせてはならない。
休憩時間の短縮	●	◎	◎	概要	休憩時間が60分の場合は45分又は30分、休憩時間が45分の場合は30分に短縮することができる制度
				期間	妊娠中、子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子の送迎が必要な間又は介護を必要とする期間
休憩時間の延長		◎	◎	概要	休憩時間(60分又は45分)を、育児・介護に必要な範囲内で延長することができる制度 ※当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務(テレワーク)をする場合に限る。
				期間	フレックスタイム制を利用して在宅勤務(テレワーク)を行っている期間

女性職員の活躍とワークライフバランスの推進

ライフイベントに応じた休暇・休業制度

制度名		制度の概要等	
特別休暇	職員が結婚する場合の特別休暇	概要	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のために与えられる休暇
		期間	結婚の日の5日前の日から結婚の日後1月を経過する日までの間において、連続する5日の範囲内の期間
		その他	戸籍上の届出をする婚姻だけではなく、事実上の婚姻（いわゆる内縁、事実婚）も含まれる。
	親族死亡の場合の特別休暇	概要	職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族死亡に伴い必要と認められる行事等のために与えられる休暇
		期間	死亡した親族等に応じて定められた連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間（配偶者、父母の場合は7日、子の場合は5日、祖父母の場合は3日（代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日）など。）
	父母の追悼のための特別休暇	概要	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のために与えられる休暇
		期間	1日の範囲内
	総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）を受けるための特別休暇	概要	総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）を受けるために与えられる休暇
		期間	1日の範囲内の期間（午後に始まり翌日の午前中に終了する総合的な健康診査を選択する場合など特別の事情がある場合は、2日の範囲内の時間）
その他		防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）別表第1に掲げる検診の項目をおおむね含み、官房長等又は防衛省共済組合が計画し、実施するものに限る。	
その他休業	配偶者同行休業	概要	職員が、外国での勤務等により外国に住所及び居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、一定期間勤務しないことを認める制度
		期間	3年を超えない範囲内

防衛省における各種強化月間・週間等

区分	設定期間	名 称
強化月間	2月	情報セキュリティ一月間
	6月	防衛省薬物乱用防止月間
	7・8月	ワークライフバランス推進強化月間
強化週間等	3/1~5/15	春のメンタルヘルス施策強化期間
	4/6~4/15 (統一地方選挙時は 5/11~5/20)	春の防衛省交通安全運動
	9/10~10/7	秋のメンタルヘルス施策強化期間
	9/21~9/30	秋の防衛省交通安全運動
	12/1~12/7	自衛隊員等倫理週間
	12/4~12/10	セクシュアル・ハラスメント防止週間
	別 示	防衛省職員パワー・ハラスメント防止週間

